

新城市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

新 城 市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
5	計画策定の経過	4

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1	新城市の人口動態等の現状	6
2	ニーズ調査から見られる現状	10
3	新城版こども園制度基本計画の概要及び進ちよく状況	21

第3章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	26
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	27
3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び その実施時期	32
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び その実施時期	37

第4章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	54
2	国・県等との連携	54

資料

1	新城市子ども・子育て会議委員等名簿	55
2	新城市子ども・子育て会議条例	56

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行するなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められていますが、全国の都市部では、依然として多くの待機児童が存在しており、本市においても、少子化が進みながらも3歳未満児の保育需要率は増加傾向にあります。

このように、子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、子育て家庭の保護者は日々子育てに励んでいます。

本市では、市長マニフェスト及び第1次新城市総合計画において、持続可能な地域社会の形成を目指し、子育て家庭のニーズに応え、各種保育・子育て支援サービスの充実などを位置づけ、平成24年3月に包括的な子どもと子育て家庭への支援に取り組む「新城版こども園制度基本計画」を策定しました。平成24年度からは本計画に基づき、子どもの発達・学びを支え、地域の子育て支援の拠点であるこども園・放課後児童クラブ・在宅育児家庭への支援施策など子育てしやすい環境の充実を図り、地域社会全体で子どもと子育てを支える様々な取り組みを進めてきました。

今後も、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、子どもと子育てをめぐる様々な課題の解決を、行政を始め地域社会全体で継続していくことが「住み続けられるまち」であるためにとっても重要になります。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域の間ながつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが、今まさに求められています。



2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、次代を担う子どもやその親への支援対策として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を定めることが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、さらなる子どもの育ちや、子育てをめぐる社会や経済、環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域における子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の保育（幼児教育と養護）の提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すため「子ども・子育て支援法」及び「新城版こども園制度基本計画」の考えを基本に、子ども及び子育て家庭の保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

「子ども・子育て関連 3 法」とは次の 3 つの法律を合せて呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。具体的には、設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどが検討されています。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

3 計画の位置づけ

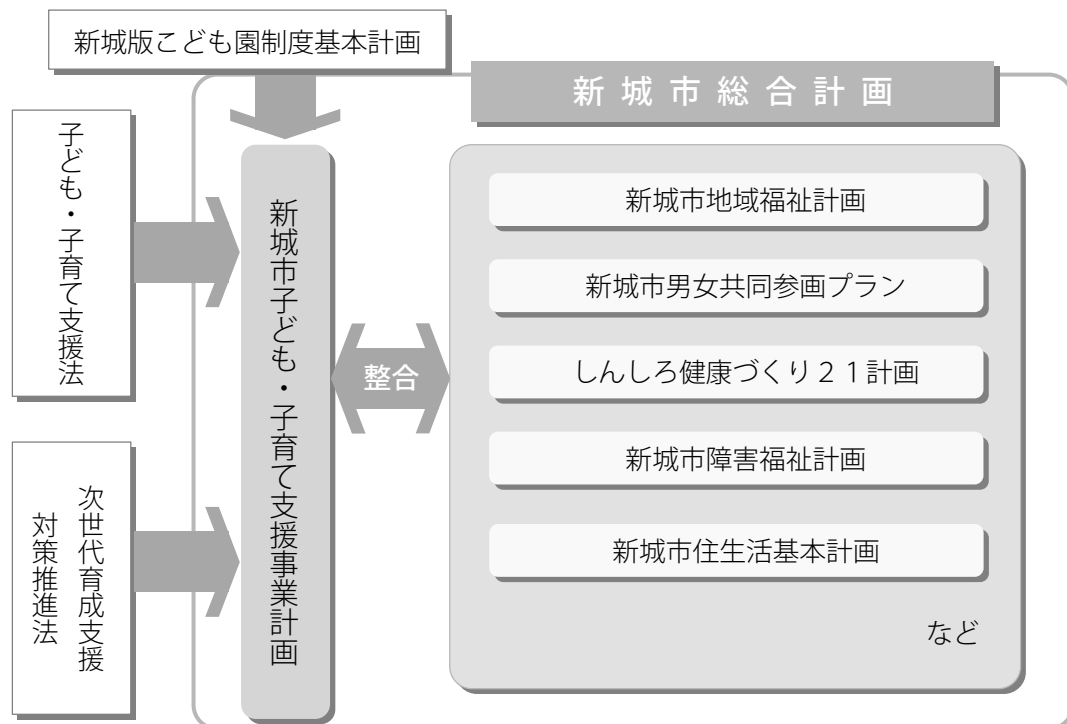
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て家庭の保護者を支援するとともに、地域が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

これまでその取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく新城市次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承しながら、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策を総合的・一体的に推進するとともに、本市の教育理念である家庭・地域・学校が三位一体となった「共育（ともいく）」（※1）を推進することが必要になります。

このため、新城市総合計画、新城版こども園制度基本計画、新城市地域福祉計画、しんしろ健康づくり21計画、新城市障害福祉計画など他の計画との整合を図ります。

【 計画の位置づけ 】



※1 「共育（ともいく）」とは、家庭・地域・学校が連携し、子どもの教育に関わることで、子どもと共に大人も育つことを意味する新城市の教育理念であり、「子どもと共に過ごし、共に学び、共に育つ」ことを意味します。

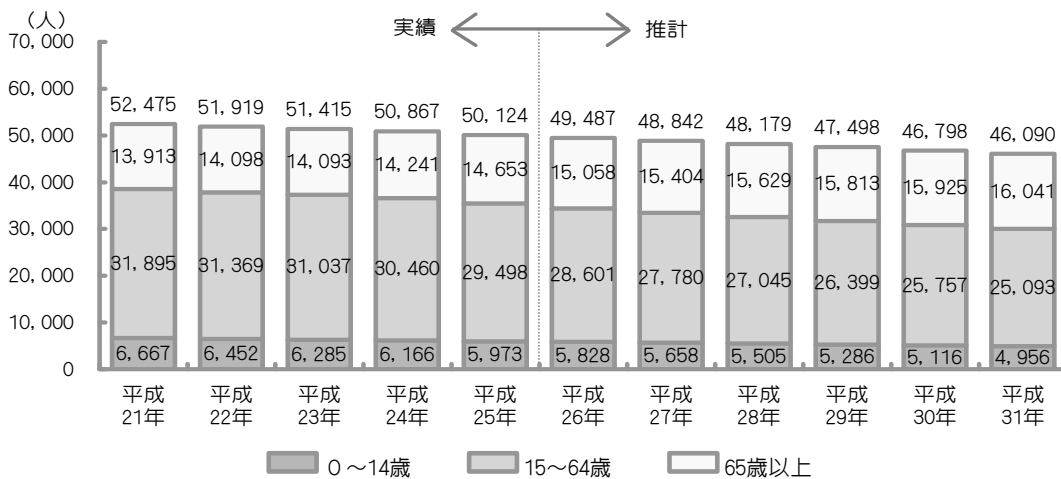
1 新都市の人口動態等の現状

(1) 人口推移と推計

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少しております。平成25年4月1日現在で50,124人となっています。

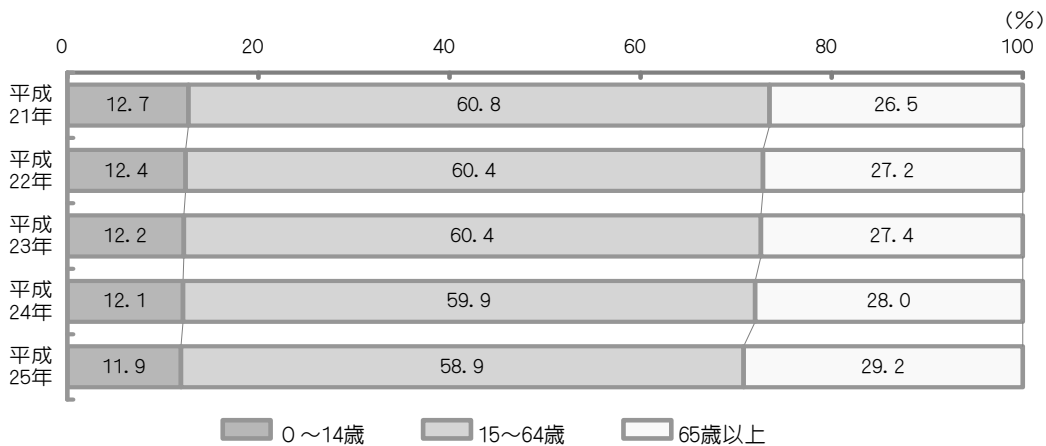
また、年齢を0～14歳、15～64歳、65歳以上の3区分にした人口構成の推移を見ると、0～14歳の割合は横ばいですが、65歳以上の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

【 人口推移と推計 】



※ 推計人口は住民基本台帳を元にコーホート変化率法を用いて算出したもの
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21～平成25年は外国人人口を含む）

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

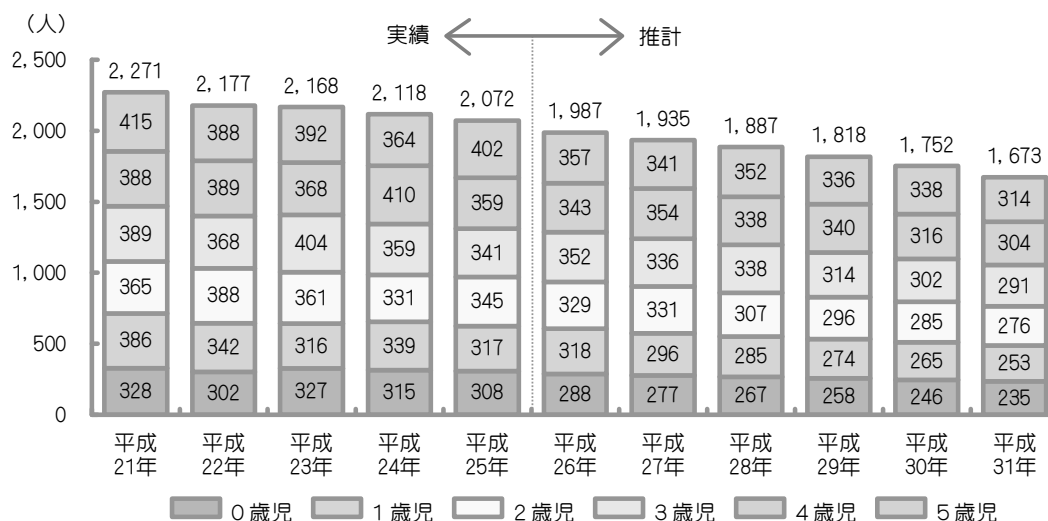


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21～平成25年は外国人人口を含む）

(2) 子どもの人口の推移と推計

本市における0～14歳の年少人口の推移と推計のうち、0～5歳の子どもの人口は、平成21年と比較すると1割程減少し、平成25年4月1日現在で2,072人となっています。平成26年以降の推計人口も減少が続くと推測されます。(推計人口は住民基本台帳を元にコーホート変化率法を用いて算出したもの)

【子どもの人口の推移と推計】

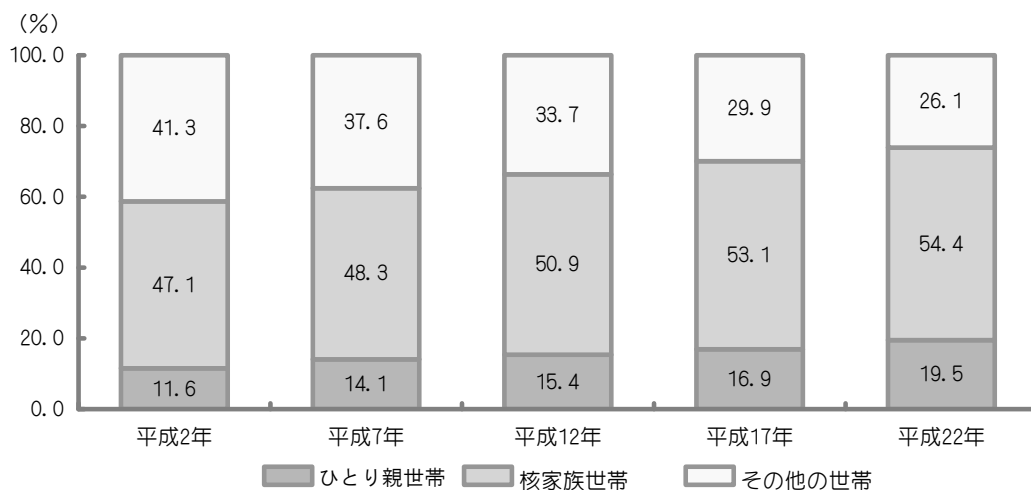


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21～平成25年は外国人人口を含む）

(3) 世帯構成の状況

本市における世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、増加傾向で推移し、平成12年以降5割を超えています。ひとり親世帯の占める割合の増加も大きく、3世代以上の家族を含むその他の世帯の割合が徐々に減少しています。

【世帯構成の推移】

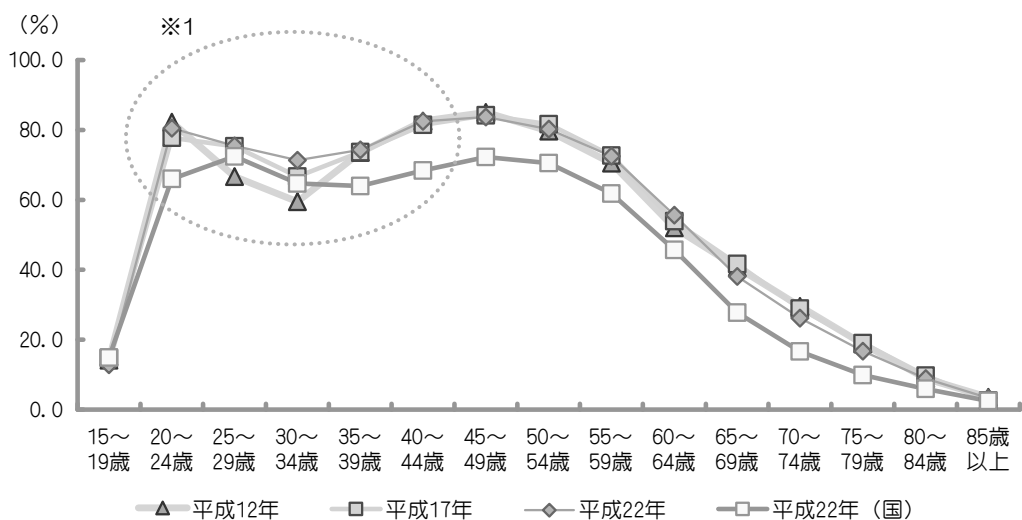


資料：国勢調査

(4) 女性の労働状況

本市における女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、落ち込みの大きい30～34歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています(※1)。

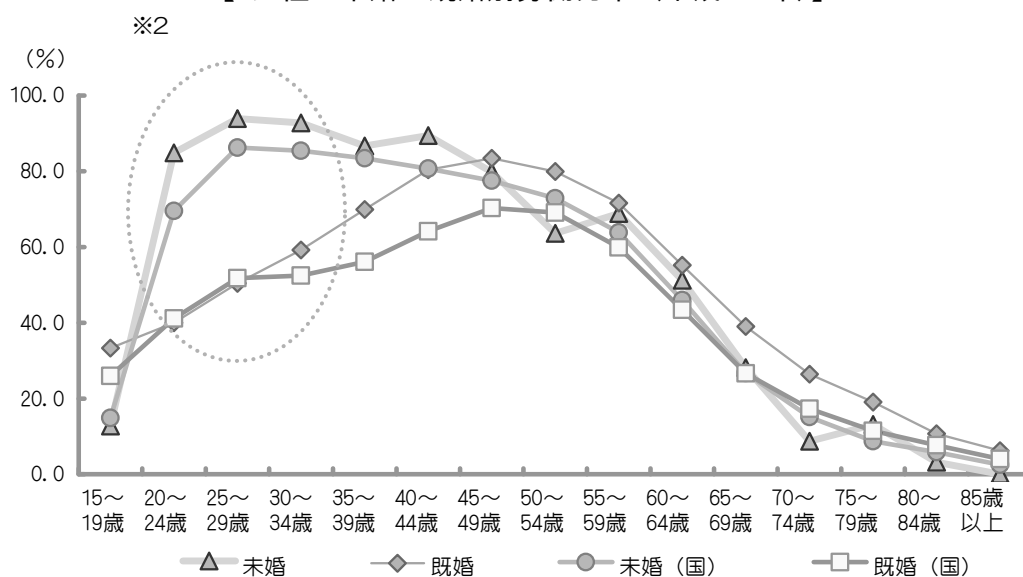
【女性の年齢別労働力率】



資料：国勢調査

また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20歳～34歳において、30ポイント以上労働力率が高くなっています(※2)。

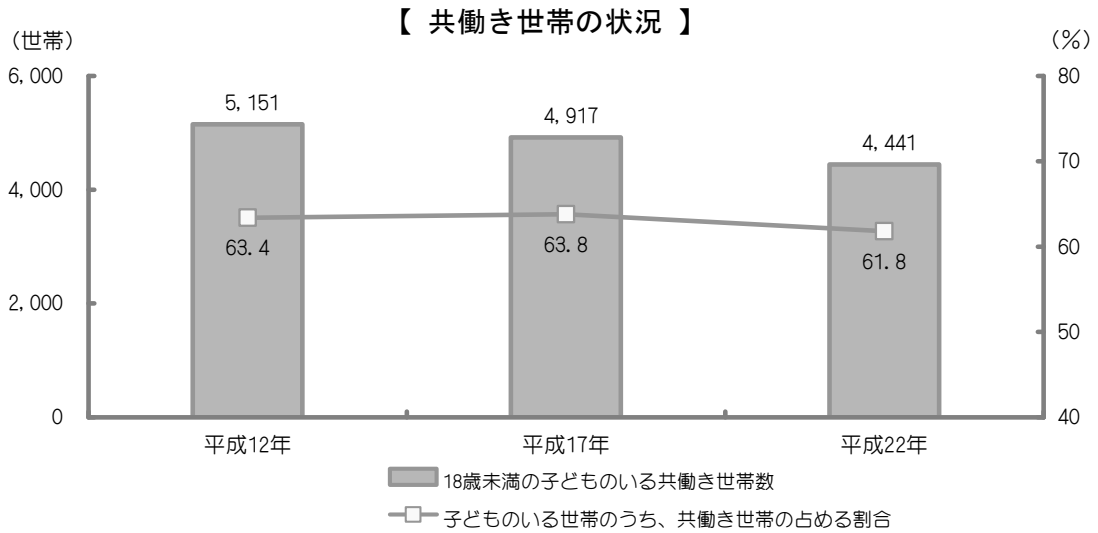
【女性の未婚・既婚別労働力率(平成22年)】



資料：国勢調査

本市における共働き世帯の状況をみると、18歳未満の子どもがいる共働き世帯数は、減少傾向にあり、平成22年で4,441世帯となっています。

また、子どもがいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、6割を超えて推移し、平成12年から平成17年で横ばいの後、平成22年で2.0ポイント減少し、61.8%となっています。

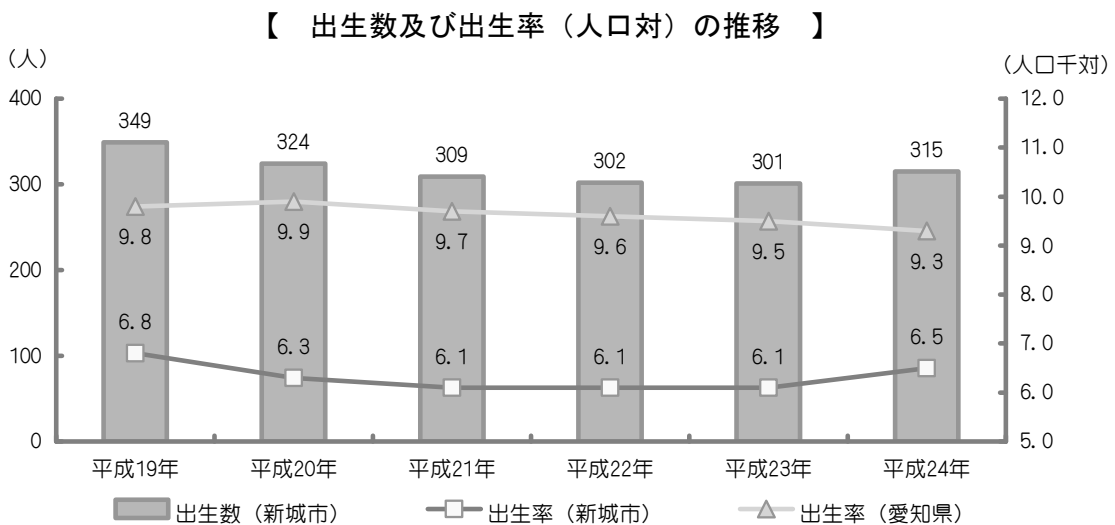


資料：国勢調査

(5) 出生の推移

本市における出生数及び出生率の推移をみると、出生数は平成23年まで減少していましたが、平成24年に増加し315人となっています。

また出生率は、愛知県の平均を3.0ポイント程度下回って推移しています。平成23年までの3年間6.1ポイントで横ばいでしたが、平成24年に微増し6.5ポイントとなっています。



資料：愛知県衛生年報

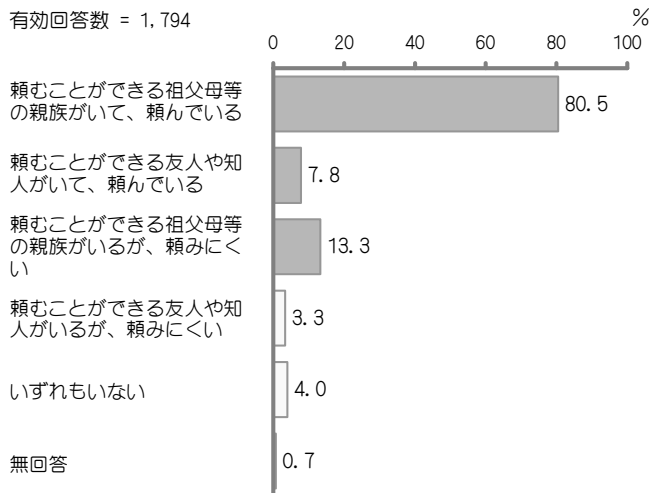
2 ニーズ調査から見られる現状

(1) お子さんご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

【就学前児童調査】

有効回答数 = 1,794



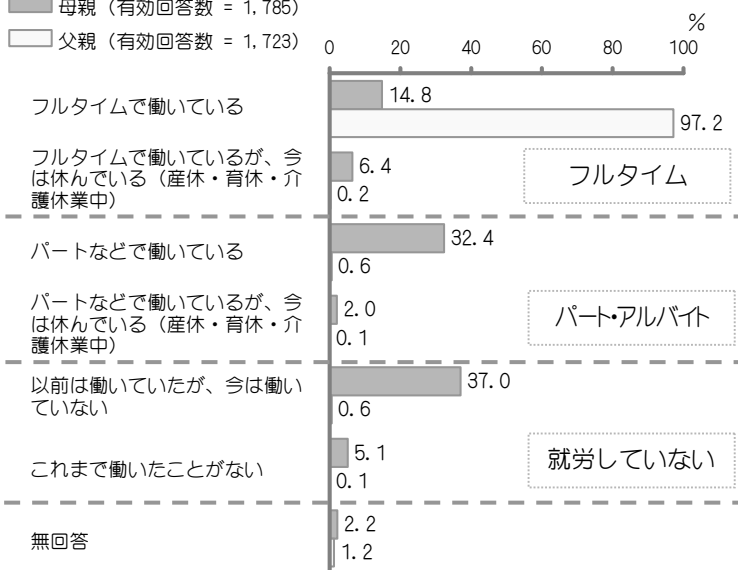
- 日頃もしくは緊急な用事の時に、お子さんの面倒をみてもらえる人はいるかについて、「頼むことができる祖父母等の親族がいて、頼んでいる」の割合が80.5%と最も高く、次いで「頼むことができる祖父母等の親族がいるが、頼みにくい」の割合が13.3%となっています。

② 母親と父親の就労状況

【就学前児童調査】

■ 母親 (有効回答数 = 1,785)

□ 父親 (有効回答数 = 1,723)



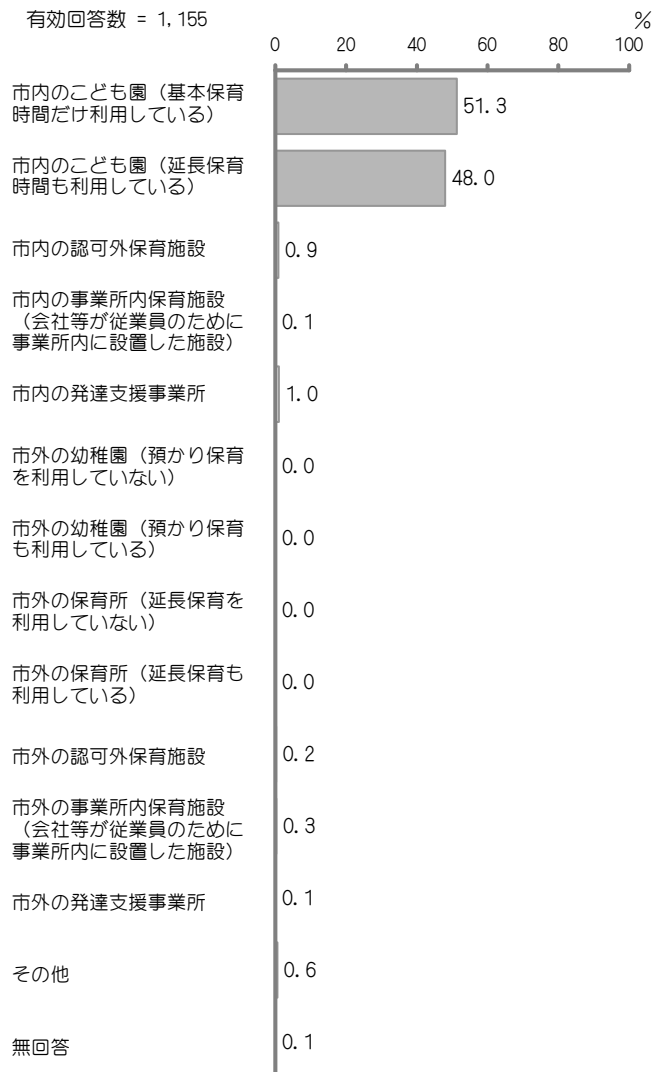
- 母親は、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が37.0%と最も高く、次いで「パートなどで働いている」の割合が32.4%、「フルタイムで働いている」の割合が14.8%となっています。
- 父親は、「フルタイムで働いている」の割合が97.2%と最も高くなっています。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●●●

① 平日利用している教育・保育事業

【就学前児童調査】

有効回答数 = 1,155



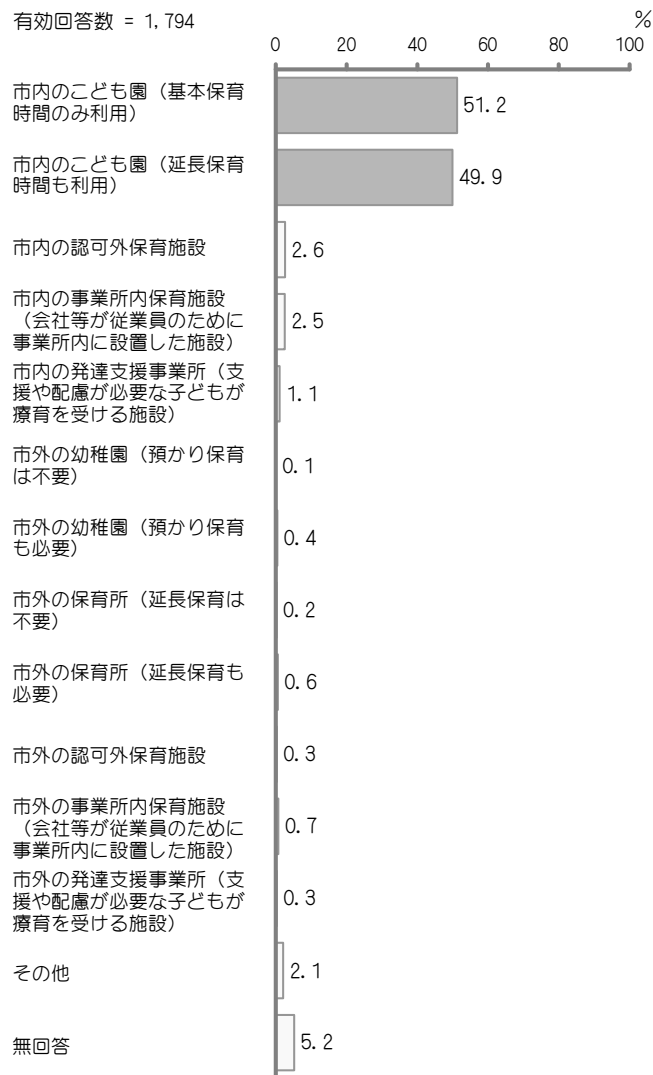
・幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で64.4%となっています。

・その内訳は、「市内のこども園（基本保育時間だけ利用している）」の割合が51.3%と最も高く、次いで「市内のこども園（延長保育時間も利用している）」の割合が48.0%となっています。

② 平日利用したい教育・保育事業

【就学前児童調査】

有効回答数 = 1,794



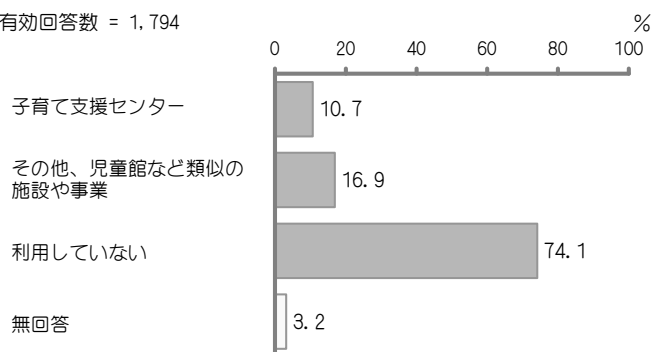
・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「市内のこども園(基本保育時間のみ利用)」の割合が51.2%と最も高く、次いで「市内のこども園(延長保育時間も利用)」の割合が49.9%となっています。

(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

【就学前児童調査】

有効回答数 = 1,794

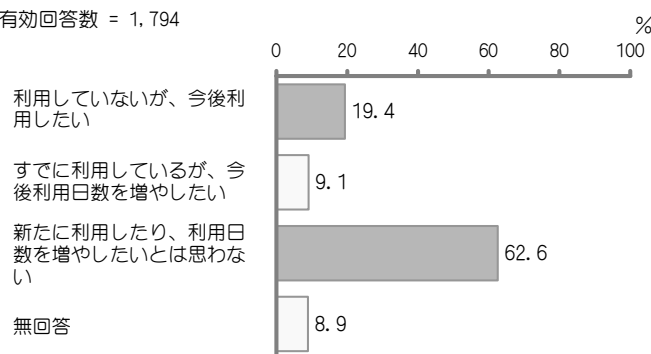


- 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」の割合が74.1%と最も高く、次いで「その他、児童館など類似の施設や事業」の割合が16.9%、「子育て支援センター」の割合が10.7%となっています。

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

【就学前児童調査】

有効回答数 = 1,794

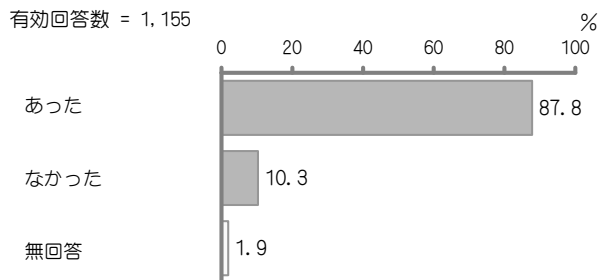


- 地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が62.6%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.4%となっています。

(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

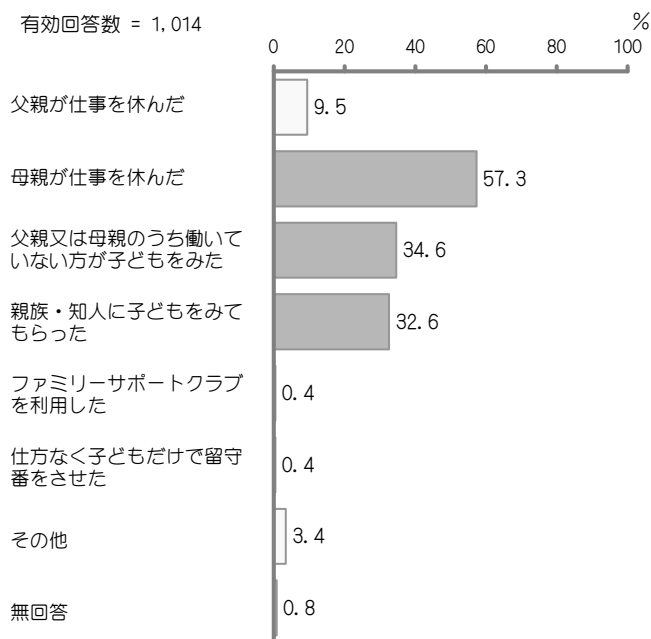
① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



- 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが、「あった」の割合が87.8%、「なかった」の割合が10.3%となっています。

【就学前児童調査】

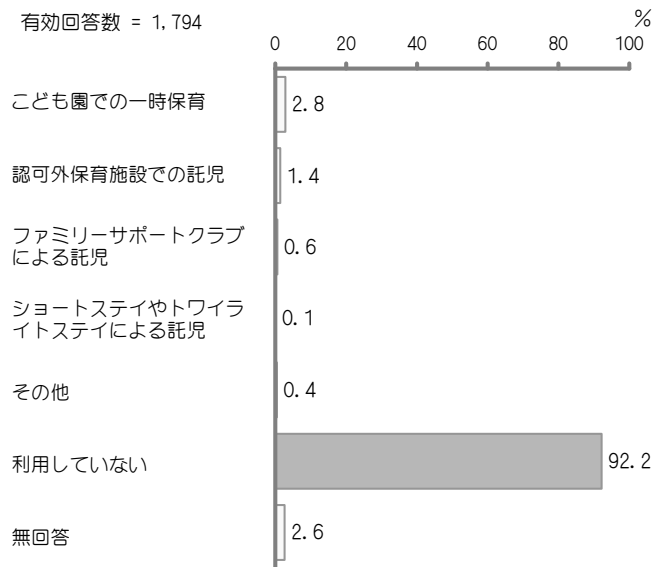


- 対処方法として、「母親が仕事を休んだ」の割合が57.3%と最も高く、次いで「父親又は母親のうち働いていない方が子どもをみた」の割合が34.6%、「親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が32.6%となっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

【就学前児童調査】

有効回答数 = 1,794

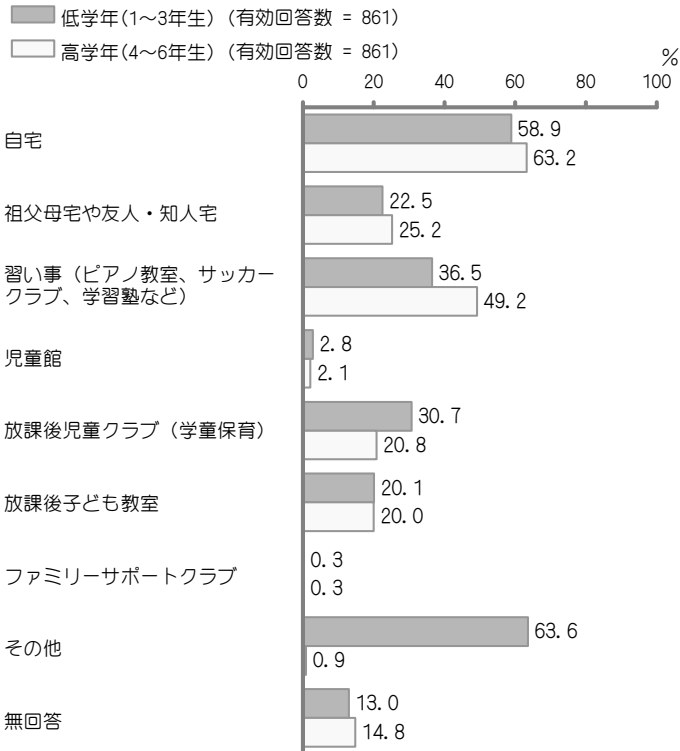


・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が92.2%と最も高くなっています。

(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 小学校就学後の放課後の過ごし方について（3歳から5歳児のみ）

【就学前児童調査】

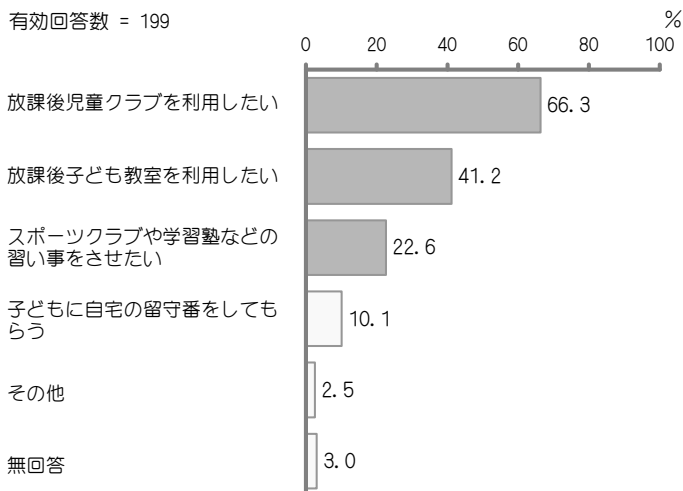


• お子さんについて、小学校低学年(1~3年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」の割合が58.9%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が36.5%、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が30.7%となっています。

• 高学年(4~6年生)については、「自宅」の割合が63.2%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が49.2%となっています。

② 就学児童の保護者の希望

【就学児童調査】

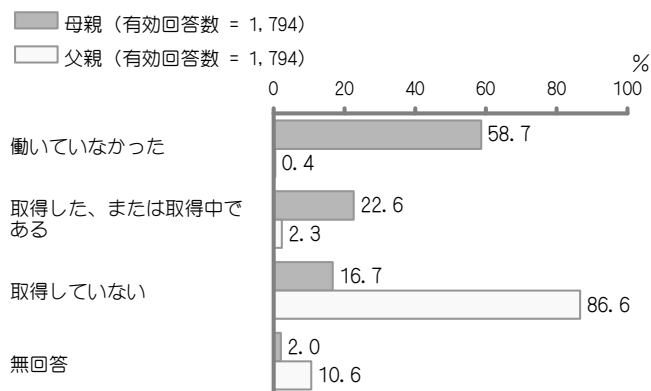


• 放課後児童クラブを利用しているお子さんで、小学4年生以降の放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブを利用したい」の割合が66.3%と最も高く、次いで「放課後子ども教室を利用したい」の割合が41.2%、「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」の割合が22.6%となっています。

(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について ●●

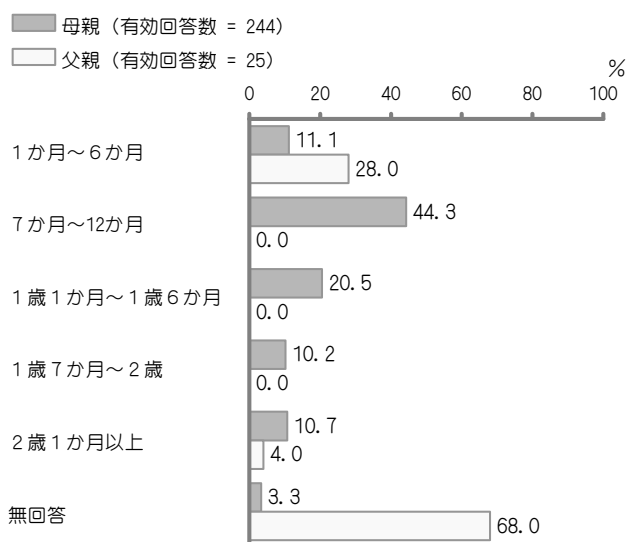
① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得期間

【就学前児童調査】



- 育児休業を「取得した、または取得中である」母親は22.6%、父親は2.3%となっています。

【就学前児童調査】



- 育児休業における実際の取得期間について、母親で、「7か月～12か月」の割合が44.3%と最も高く、次いで「1歳1か月～1歳6か月」の割合が20.5%、「1か月～6か月」の割合が11.1%となっています。父親で、「1か月～6か月」の割合が28.0%と最も高くなっています。

② 取得していない理由

【就学前児童調査】

単位：％

	母親	父親
件 数	299	1,554
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	9.4	22.5
仕事が忙しかった	7.7	26.4
産休後に仕事に早く復帰したかった	2.3	0.1
仕事に戻るのが難しそうだった	7.7	2.2
昇給・昇格などが遅れそうだった	0.0	2.3
収入減となり、経済的に苦しくなる	2.7	17.4
こども園（保育所・幼稚園）などに預けることができた	1.7	1.0
配偶者が育児休業制度を利用した	0.0	16.0
配偶者が無職である、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	6.4	42.0
子育てや家事に専念するため退職した	42.1	0.7
職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	16.7	8.8
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	2.3	0.5
育児休業を取得できることを知らなかった	0.7	1.2
産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した	2.0	0.0
その他	18.7	4.7
無回答	7.7	8.4

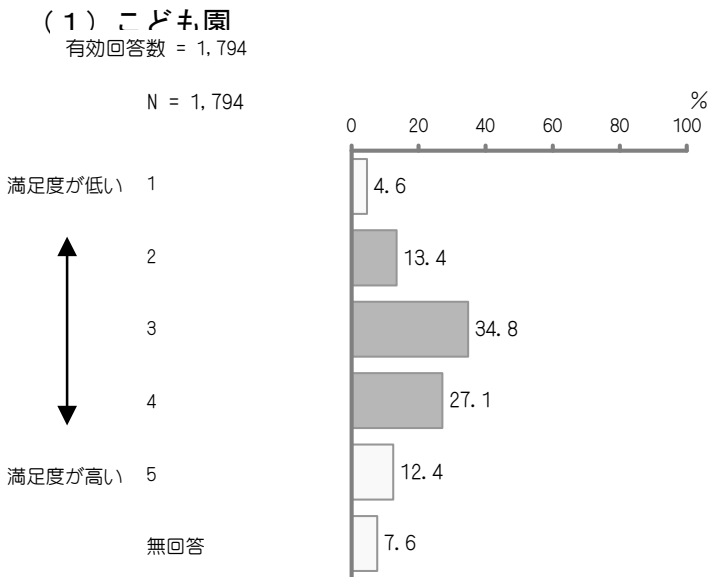
- ・育児休業を取得していない方の理由は、母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が42.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が16.7%となっています。
- ・父親では、「配偶者が無職である、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が42.0%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が26.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が22.5%となっています。

(7) 子育て全般について

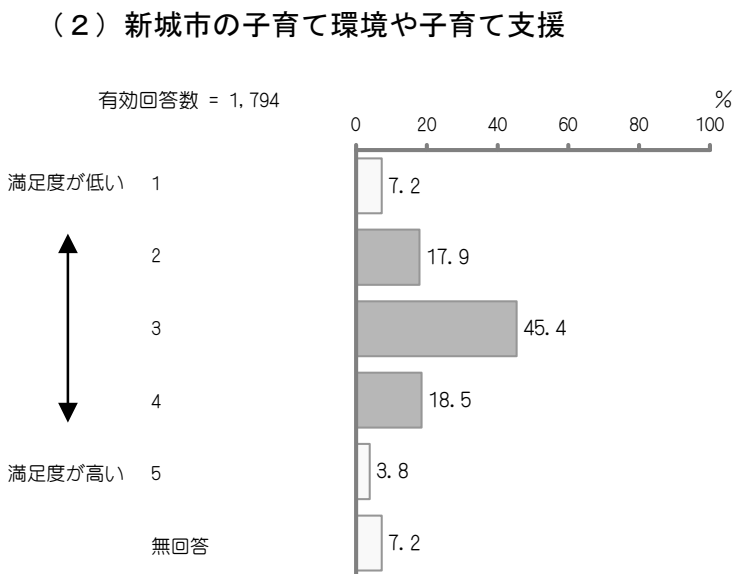
① こども園、新都市、住まいの地域の子育て環境や支援への満足度

【就学前児童調査】

- こども園、新都市およびお住まいの地域（小学校区）の子育ての環境や支援への満足度について

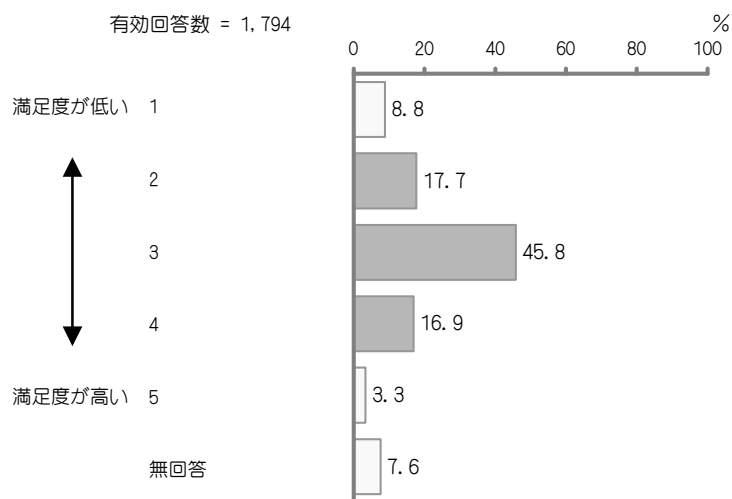


(1) こども園では、「3」の割合が34.8%と最も高く、次いで「4」の割合が27.1%、「2」の割合が13.4%となっています。



(2) 新都市の子育て環境や子育て支援では、「3」の割合が45.4%と最も高く、次いで「4」の割合が18.5%、「2」の割合が17.9%となっています。

(3) お住まいの地域の子育て環境や子育て支援



(3)お住まいの地域の子育て環境や子育て支援では、「3」の割合が45.8%と最も高く、次いで「2」の割合が17.7%、「4」の割合が16.9%となっています。

3 新城版こども園制度基本計画の概要及び進ちょく状況

本市では、新城版こども園制度基本構想を具体化するため、平成 24 年 3 月に新城版こども園制度基本計画を策定しました。

この基本計画では、新城版こども園制度の基本理念である『世代を超えてともに生き、ともに育ち、ともに学び、ともに支え合う、しんしろこども園』のもと、これまでの価値観にとらわれず、子どもにとってより良い方法を追求しています。

現在は、子どもの成長時期ごとに安全安心に子どもが育ち、育てられるために必要な支援策の実施に着実に取り組んでおり、今後も継続して、更なる充実を図っていきます。

	成長時期等	主な内容
(1)	3 歳未満児期	こども園での保育と在宅育児支援
(2)	3 歳以上児期	こども園での保育
(3)	接続期	こども園と小学校の連携
(4)	カリキュラム	保育理念・保育方針・保育目標
(5)	学童期	放課後児童対策
(6)	育ちの連続性	子どもの成長過程の記録と共有
(7)	障がい児保育	統合保育と療育体制
(8)	多様な保育	一時保育、子育て短期支援、病児・病後児保育
(9)	地域との関わり	共育（地域参加・保護者交流）と情報発信

(1) 3 歳未満児期

0～2 歳の時期は、保護者にとって最も育児不安の大きな時期にあるため、それぞれの子どもと子育て家庭に合った様々な支援が求められています。

このため、より多くの 3 歳未満児がこども園を利用できるようにします。また、子育て支援センター等で在宅育児支援を充実します。

計画等	進ちょく状況
新たに基準等を設置し、保育の認定	入園基準指数表の見直し ①検討委意見を反映し、出産による保育期間を産後 3 か月を 6 か月まで延長 ②療育や児童保護など配慮が必要な児童を持つ家庭に保育要件を認める ③ひとり親家庭の指数加算 ④求職活動中は原則一時保育
保育料の低負担化	基本保育料の最高額を 47,600 円から 28,100 円に引き下げ
開園時間の統一	全てのこども園で、午前 7 時 30 分から午後 5 時を基本開園時間とする
保護者同士の交流促進と	①お母さんのための子育て応援講座を年 2 回開催

子育て支援情報の発信	②こども園関連情報メール配信の実施
生活習慣を中心とした子育て相談と指導	①育児不安が強い家庭や孤立化した子育て家庭を訪問し、こども園等へ誘う活動を実施するための保育士を1名配置 ②子育て支援センター職員を対象に保護者支援の研修を実施 ③母子の愛着形成を支援するための事業の創設 ④育児不安の強くなる1歳前後の時期に、家庭訪問による絵本配布事業の創設
ファミリー・サポート・クラブの充実	任意の市民団体である新城ファミリー・サポート・クラブを、市が設置者となる新城市ファミリー・サポート・センターとする準備に着手
ファミリーソーシャルワークの充実	①こども未来課に保健師を配置 ②家庭児童相談員の研修強化と育成
各こども園で体験入園等の実施	①年間を通じた園庭開放の実施 ②発達が気がかりな児童などの体験入園の実施

(2) 3歳以上児期

こども園は、就学前のすべての子どもへの養育（ともに生き、ともに育ち）と就学前教育（ともに学び）を保障する場です。そして、家庭における保育と一対となることで、子どもの日々の成長を支えるものとなります。

また、保護者と子どもが園を利用しやすくすることで、保護者に子どもとの関わりを一層深めてもらえるようにします。

計 画 等	進 ち よ く 状 況
希望者全員を入園	幼児教育に必要な基本保育時間を子どものための時間とし、希望者全入を実施
基本保育時間をすべての子どもに提供	基本保育時間を午前8時30分から午後3時までとする
延長保育が必要な家庭の子どもに延長保育の日数と時間を決定し、提供	延長保育（時間外保育）を就労等の保育要件により、必要な時間を認定 保育要件のないものについては認定しない
保育料の低負担化	基本保育料の最高額を23,400円から10,000円に引き下げ
開園時間の統一	全てのこども園で、午前7時30分から午後5時を基本開園時間とする
年齢毎の集団規模	園再編なども進め、概ね達成

(3) 接続期

園生活から小学校生活への移行は、子どもにとって大きな環境変化です。そして、この変化に不安を感じる子どもと保護者は少なくありません。

本市の規模だからできるお互いの顔が見える関係を最大限発揮した接続期プログラムの確立により、こども園と小学校職員が子ども一人ひとりを共通理解することで子ども

(6) 育ちの連続性

本市では、子どもに関わる施設のほとんどが市立であり、どの地域よりも子どもの育ちの連続性が確保しやすい環境であると言えます。

この本市の強みを活かして、すべての子どもの育ちを一貫的にフォローできる新たな連携を築くための母子健康手帳に付属するツールを作成します。

計 画 等	進 ち よ く 状 況
母子健康手帳に付属するツールの作成	平成24年度にこどもサポートワーキングを設置 ①親子成長記録ファイル「にこにこ」の作成 ②こども園サポートシート作成
子どもの支援に関わる組織が集まり、つなげるための会議の設置	平成24年度に療育連携ワーキングを設置 こども園入園面接をきっかけとし、市内の関係機関が集まった入園支援委員会を設置
こども未来課に保健師と社会福祉士の配置	平成24年度に保健師配置 平成25年度に社会福祉士配置

(7) 障がい児保育

こども園で統合保育を行うためには、各こども園が障がいを理由に分け隔てることにならないための配慮、それぞれの子どもに対して特性に応じた「合理的配慮」がなされる環境を整える必要があります。

療育施設として「おおぞら園」のあり方を見直すとともに、こども園で統合保育を進めるために合理的配慮を備えた職員育成を進めます。

計 画 等	進 ち よ く 状 況
おおぞら園のあり方の見直し	保護者支援の役割と療育の強化 ①座談会を市事業に変更して実施 ②個別対応を図れるよう職員2名の増員 ③おおぞら園ペアレントメンターの養成と活動の実施
単独療育施設の設置	平成24年度に療育連携ワーキングを設置 東郷東こども園に療育室等を設置し、統合保育を実施（定員6名）
統合保育の推進と合理的配慮を備えた職員の育成	①療育実践研修を毎年実施 ②臨床心理士による園巡回相談の実施 ③医療機関との連携強化のため「医療機関連絡票」の作成と運用
小学校入学を見据えた療育プログラムの策定と実施	①発達が目撃可能な園児に、発達スケールを使用したアセスメントを実施 ②支援が必要な園児に、保護者と考えた個別支援計画を作成し、支援を実施 ③教育委員会と合同で発達スケールとアセスメントの研修を実施
障がい児理解の推進	子育て家庭の地域での孤立化、母親の家庭内での孤立化を防止するため、地域理解が深まる方法を今後模索する
児童発達支援センターの設置	おおぞら園機能の拡充による対応などを今後検討

(8) 多様な保育

一時保育、子育て短期支援、病児・病後児保育等、地域における子育て支援事業について、事業の周知とともに、利用者のニーズに応じた提供体制の充実を図ります。

計 画 等	進 ち ょ く 状 況
一時保育の利便性向上	育児疲れなどの事由も利用可とした
子育て短期支援事業の周知等	①新城市立「こども園」のご案内に掲載し、保護者に周知 ②乳児受入枠拡大のため市外の事業者と新規契約締結
病児保育・病後児保育の実施	①愛知県の新しい補助事業の活用を模索する ②平成 26 年度から看護師 1 名をこども園に配置
園での与薬	①アレルギーについては、厚労省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に医師の指示書様式を作成 ②エピペンを処方されている児童の受け入れと、安全対策としての職員研修を毎年実施

(9) 地域との関わり

これまでの幼稚園、保育所は、子どもを預かることに重点をおいた運営が行われてきましたが、今日表面化してきた少子化、人口減少などに起因する子育て家庭の孤立化、無縁社会化などへの対応が必要になってきました。このため、こども園では、地域参加、保護者交流、情報発信などの充実を図り、保護者や地域との深い関わりを作ります。

また、「新城の三宝（人・自然・歴史と文化）」を活かした本市ならではの「共育」（P3 参照）をこども園でも展開していきます。

計 画 等	進 ち ょ く 状 況
各こども園で地域参加の運営会議を設置	保護者会、地元区長会、地域自治区などと調整を図り、地域の子育て支援拠点作りを進める
地域人材が活用できるようサポーター制度の設立	運営会議同様に、地元区長会、地域自治区などと調整を図り進める
こども園保護者会連絡協議会の設置	平成 25 年度から保護者会代表者会議を 1 回開催
情報発信の向上	①こども園関連情報メール配信の実施 ②各園のブログ等の開設準備 ③市ホームページに園だよりを掲載

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況及びその他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。



本市では、市域が広範囲にわたるため、地域により地理的条件や人口に大きな違いがあるものの、教育・保育を提供できる施設的な環境が市内全域でおおむね等しく整っていることと、詳細に教育・保育提供区域を定めることは将来的な人口動向と施設維持を見据えた計画策定が困難となることから、新城市全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、ニーズ調査結果に基づいた需要分析を行い、市内10地域自治区単位での状況を十分に考慮しながら、区域全体におけるニーズ調査結果に基づいた必要量の分析を行い、区域における確保量の見込みと取り組みを定めていくものとします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します ●●

① 認定区分について

認定区分とは、保育所・幼稚園等の施設を利用する区分を事前に認定を受けるもので、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。これまでの保育所の利用要件に追加や緩和がされています。

現行の「保育が必要」となる事由 (児童福祉法施行令 27 条)	新制度における「保育が必要」となる事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、<u>同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</u></p> <ul style="list-style-type: none">① 昼間労働することを常態としていること（就労）② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）④ 同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）⑥ 前各号に類する状態にあること（その他）	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することが<u>できる場合、その優先度を調整することが可能</u></p> <ul style="list-style-type: none">① 就労<ul style="list-style-type: none">・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む② 妊娠、出産③ 保護者の疾病、障害④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護<ul style="list-style-type: none">・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護⑤ 災害復旧⑥ 求職活動<ul style="list-style-type: none">・起業準備を含む⑦ 就学<ul style="list-style-type: none">・職業訓練校等における職業訓練を含む⑧ 虐待やDVのおそれがあること⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の 11 時間の開所時間に相当）及び保育短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の 2 区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

なお、本市では保育時間及び保育料体系において、基本保育（午前 8 時 30 分から午後 3 時）と延長保育（午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分、午後 3 時から午後 7 時まで）を、保護者の就労状況等を勘案して組み合わせ、個別に認定します。

年齢区分	保育を必要とする		保育を必要としない	
	認定区分	保育必要量	認定区分	保育必要量
3 歳未満児 0～2 歳児	3 号認定	保育標準時間利用（11 時間）		-
		保育短時間利用（8 時間）		
3 歳以上児 3～5 歳児	2 号認定	保育標準時間利用（11 時間）	1 号認定	教育標準時間利用 （3～4 時間）
		保育短時間利用（8 時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定する必要があります。

このために下表のとおりニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
				月120時間以上の就労	月120時間未満48時間以上の就労	月48時間未満の就労	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月120時間以上の就労		タイプC	タイプE			タイプD
	月120時間未満48時間以上の就労				タイプE'		
	月48時間未満の就労		タイプC'				
未就労				タイプD			タイプF

保育の必要性あり
保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親がフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」等を算出する項目

子ども・子育て支援事業計画に定める次の1～13の事業について、ニーズ調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域（新都市全域をひとつの区域とする）における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の量の項目 】

No	認定区分	対 象 事 業		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦(夫)家庭 就労時間の短い家庭	3～5歳 (3歳以上児)
	2号認定	保育認定	幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
		保育認定	認定こども園 保育所	ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳 (3歳未満児)
3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育			

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対 象 事 業	事業の対象家庭	調査対象年齢
2	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ及びトワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳
5	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
6	一時預かり事業 （幼稚園(新城こども園)在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
7	（保育所(新城こども園以外のこども園)、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
8	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
9	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
10	利用者支援事業	すべての家庭	
11	妊婦健康診査事業	すべての妊婦	
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭	
13	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	

(3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、ニーズ調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます

1 段階

【現在の家庭類型の算出】

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

2 段階

【潜在的な家庭類型の算出】

現在の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在的な家庭類型でニーズ調査回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

3 段階

【潜在的な家庭類型別の将来児童数の算出】

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在的な家庭類型を掛け合わせます。

4 段階

【利用意向率の算出】

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

たとえば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

5 段階

【事業やサービス別の対象となる児童数の算出】

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在的な家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

6 段階

【ニーズ量の算出】

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年度から31年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) こども園（幼稚園・保育所）

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適した環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

なお、新城市内のこども園は、法令上は幼稚園・保育所のまま、保育時間、保育料、保育内容を統一し、一体運用しているものであり、認定こども園とは別のものとなります。

【現状】

平成25年度からスタートした「新城版こども園」の基本保育時間（午前8時30分から午後3時まで）については、3歳以上児の入園要件をなくし、基本保育料の低負担化により、市内のどこに住んでいても幼児教育が受けられる環境を整えました。なお、本施策は、家庭の事情に影響されず、子どもの学ぶ権利を保障し、貧困の世代間連鎖を断ち切る、「子どもの貧困」対策でもあります。

また、3歳未満児保育の需要が増加傾向にあり、計画的な施設整備と保育士の確保が急務となっています。

		平成25年度（4月1日現在） *教育希望（幼稚園利用）は25年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児 童 数		337人	12人	729人	186人	12人
定 員		432人	17人	926人	333人	42人
充 足 率		128.2%	141.7%	127.0%	179.0%	350.0%
定員 内訳	幼 稚 園	250人	—	—	—	—
	認可保育所	182人	17人	926人	333人	42人

【今後の方向性】

1号・2号認定においては、少子化等の影響から年々ニーズ量が減少傾向にあり、提供量は十分に確保されていることから、特段の対策は不要となります。

3号認定については、潜在的なニーズ量も含めると0歳児の提供量が不足しているため、すべてのこども園で3歳未満児を受け入れられるような取り組みを進めます。また、すべてのこども園の認定こども園への移行を検討するとともに、計画的に施設整備を進め、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう量の確保と質の向上に努めます。

また、新制度を活用し、市内の既存認可外保育所を小規模保育施設などとして認定し、3号認定子どもの提供量を確保していきます。

園名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
新城	-	-	3歳以上児130人減 3歳未満児30人増	-	-
中央	-	-	3歳以上児69人減 3歳未満児31人増	(廃止)	(廃止)
城北	-	-	3歳以上児36人減 3歳未満児6人減	-	-
千郷東	-	-	-	-	-
千郷中	-	-	-	-	3歳以上児30人減 3歳未満児10人増
千郷西	-	-	-	-	3歳未満児5人増
東郷東	-	-	-	-	-
東郷中	-	-	-	-	-
東郷西	-	-	-	3歳未満児5人増	-
東部	-	-	-	-	-
八名	-	-	-	-	-
長篠	-	-	-	-	-
鳳来	-	-	-	-	-
鳳来西	-	-	3歳以上児30人	(廃止)	(廃止)
山吉田	-	-	-	-	-
大野	-	-	-	-	-
作手	-	-	-	-	-

平成29年度に新城で3歳未満児が受け入れられるよう改修を計画するとともに、定員を見直します。中央と城北を統合した新城地区こども園の開設に併せ、中央を廃止します。鳳来西の廃止を予定します。平成30年度に東郷西を増築し、3歳未満児の施設定員を見直します。平成31年度に千郷中の改築を計画し、施設定員の増加を図ります。千郷西を増築し、3歳未満児の施設定員を見直します。

【平成 28 年度】

		平成 28 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		320 人	11 人	697 人	592 人	267 人	
需 要 率		99.1%	100.0%	99.1%	52.0%	19.9%	
ニーズ量の見込み		317 人	11 人	691 人	309 人	53 人	
提供量(確保方策)	特定教育・ 保育施設	こども園(幼稚園、 保育所)、認定こ ども園	320 人	1,073 人		315 人	42 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		16 人	4 人
	認可外保育施設		—	—		—	—
	提 供 量 合 計		320 人	1,073 人		331 人	46 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		3 人	371 人		22 人	△7 人	

【平成 29 年度】

		平成 29 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		308 人	10 人	672 人	570 人	258 人	
需 要 率		99.0%	100.0%	99.1%	52.1%	19.8%	
ニーズ量の見込み		305 人	10 人	666 人	297 人	51 人	
提供量(確保方策)	特定教育・ 保育施設	こども園(幼稚園、 保育所)、認定こ ども園	320 人	880 人		308 人	42 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		16 人	4 人
	認可外保育施設		—	—		—	—
	提 供 量 合 計		320 人	880 人		324 人	46 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		15 人	204 人		27 人	△5 人	

【平成 30 年度】

		平成 30 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		297 人	10 人	649 人	550 人	246 人	
需 要 率		99.3%	100.0%	99.1%	52.2%	19.9%	
ニーズ量の見込み		295 人	10 人	643 人	287 人	49 人	
提供量(確保方策)	特定教育・ 保育施設	こども園(幼稚園、 保育所)、認定こ ども園	320 人		880 人	307 人	48 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—		—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—		—	16 人	4 人
	認可外保育施設		—		—	—	—
	提 供 量 合 計		320 人		880 人	323 人	52 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		25 人		227 人	36 人	3 人	

【平成 31 年度】

		平成 31 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		282 人	10 人	616 人	529 人	235 人	
需 要 率		99.3%	100.0%	99.2%	52.2%	20.0%	
ニーズ量の見込み		280 人	10 人	611 人	276 人	47 人	
提供量(確保方策)	特定教育・ 保育施設	こども園(幼稚園、 保育所)、認定こ ども園	320 人		910 人	313 人	57 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—		—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—		—	16 人	4 人
	認可外保育施設		—		—	—	—
	提 供 量 合 計		320 人		910 人	329 人	61 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		40 人		289 人	53 人	14 人	

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供するため放課後児童クラブ（以下「クラブ」という）を開設し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後、学校振替休日のほか、夏休み等の長期休みにも開設しています。

【現状】

原則低学年児童のみの利用としているため、待機児童は発生していませんが、児童一人あたりの最低基準面積が確保できなくなる施設（東郷西・舟着・鳳来中部）、支援単位が40人を超える施設（東郷西）、また、老朽化及び耐震化していない施設（新城・東郷西・鳳来中部）、小学校から離れている施設（舟着・八名）の環境改善が急務となっています。

このため環境が整備されるまでの当面の間は低学年児童を優先利用とし、施設定員に余裕のある場合のみ受け入れを行っていますが、新城小学校・千郷小学校・東郷西小学校を中心に、長期休みのみの利用希望が多いため、施設の拡充が求められています。

また、鳳来地区及び作手地区においては、小学校再編に伴う校区の広域化により、保護者が就労要件を満たさないものの、下校の際のスクールバス等の待ち時間にクラブを利用したい要望もあり、早急な対策が求められています。

(年間)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
加入児童数 (低学年)	237人	276人	314人	415人
加入児童数 (高学年)	3人	15人	7人	9人

【今後の方向性】

ク ラ ブ 名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新 城	—	10 人増	—	—	—
中 央	10 人増	—	—	—	—
千 郷 東	5 人増	—	—	—	10 人増
ち さ と 館	5 人増	—	—	—	—
千 郷 小	10 人増	—	—	—	—
千 郷 中	5 人増	—	—	—	10 人増
千郷小（長期）	35 人増	—	—	—	35 人減
千郷（新設）	—	—	—	—	40 人増
東 郷 西	35 人増	—	—	—	—
東 郷 東	15 人増	—	—	—	—
舟 着	—	—	10 人増	—	—
八 名	25 人増	—	—	—	—
庭 野	—	—	—	—	—
鳳 来 中 部	25 人増	—	—	—	—
東 陽	—	—	—	—	—
作 手	—	—	15 人増	—	—
鳳来寺（長期）	—	15 人増	—	—	—
黄柳川（長期）	—	15 人増	—	—	—

平成 27 年度に中央・千郷東・ちさと館・千郷小・千郷中・東郷東（長期休みのみ開設場所変更）の施設定員を見直し、50 人分を増加します。また、東郷西の施設改修（新設移転）により 35 人分を増加し、八名・鳳来中部の開設場所変更により 50 人分を増加します。なお、千郷小学校において、長期休みのみの開設として 1 施設 35 人分を新設します。平成 28 年度に新城・鳳来寺（小学校再編に合わせる）の開設場所を変更し、25 人分を増加します。また、鳳来寺を長期のみの開設から通年開設に変更します。さらに、黄柳川の施設定員を見直し、15 人分を増加します。平成 29 年度に舟着・作手（小学校再編に合わせる）の開設場所を変更し、25 人分を増加します。平成 31 年度に千郷東・千郷中の施設改修（新設移転）により 3 支援単位とし、60 人分を増加します。また、千郷小学校校舎内で長期休みのみ開設する施設は廃止し、35 人分を減少します。

また、各地域自治区において、地域実情に合った独自の放課後児童対策や「共育」（P3 参照）の一環とした小学校単位での全児童を対象とする放課後児童対策が展開できるよう、こども未来課と教育委員会担当課に各自治振興事務所を交え、放課後児童対策の在り方（市独自の放課後児童対策、地域へクラブ事業の委託もしくは

事業費補助、放課後子ども教室や放課後子ども総合プランへの移行を含める)を検討するとともに、地域自治区などによる自主開設・運営の要望があった場合は、積極的な支援を行っていきます。

さらに、障がい児の放課後や長期休みの安全な居場所作りも課題となっているため、市独自制度も見据えた供給施策の検討と供給量確保に取り組んでいきます。

あわせて支援員等の確保及び制度に義務付けられた研修の他に、市独自での支援員等の研修を計画的に実施し、資質の向上を図るなど、体制整備に努めます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (低学年)	353 人	344 人	328 人	322 人	321 人
ニーズ量 (高学年)	258 人	247 人	252 人	244 人	238 人
ニーズ量 (全学年)	611 人	591 人	580 人	566 人	559 人
提供量(低学年)	353 人	344 人	328 人	322 人	340 人
提供量(高学年)	162 人	196 人	237 人	243 人	250 人
提供量(全学年)	515 人	540 人	565 人	565 人	590 人
過不足(低学年) (提供量-ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	19 人
過不足(高学年) (提供量-ニーズ量)	△96 人	△51 人	△15 人	△1 人	12 人
過不足(全学年) (提供量-ニーズ量)	△96 人	△51 人	△15 人	△1 人	31 人

<参考> 地域自治区別ニーズ量

(年間)

地域自治区名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新 城	72 人	71 人	68 人	66 人	66 人
千 郷	213 人	205 人	203 人	198 人	196 人
東 郷	123 人	120 人	118 人	114 人	112 人
舟 着	15 人	15 人	15 人	14 人	13 人
八 名	55 人	54 人	52 人	52 人	51 人
鳳 来 中 部	26 人	24 人	23 人	24 人	23 人
鳳 来 南 部	28 人	27 人	27 人	26 人	26 人
鳳 来 東 部	27 人	25 人	26 人	25 人	25 人
鳳 来 北 西 部	25 人	24 人	23 人	22 人	22 人
作 手	27 人	26 人	25 人	25 人	25 人

地 域 自 治 区 名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計	611 人	591 人	580 人	566 人	559 人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【現状】

現在、短期入所生活援助事業は市内 1 施設及び市外 1 施設（乳幼児のみ）、夜間養護等事業は市内 1 施設と委託契約を結んで実施しています。

利用者数は、年間 1～2 名程度であり、保護者の一時入院などが利用の主な理由となっています。

実利用者数が少ないのは、ニーズ調査結果からも分かるように、核家族化は進んでいるものの、身近に子育てを支えてくれる親族等がいることが考えられます。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 日 数	0 日	6 日	11 日	3 日	3 日

【今後の方向性】

ニーズ量は減少傾向にあるものの、将来的には核家族の増加及び身近で子育てを支えてくれる親族の高齢化などにより、ニーズが高まることも考えられますが、提供量は足りているため、現状を維持、継続していきます。

また、制度の周知が十分でないことから、利用者が伸びないとも考えられるため、子育て世代への周知に努めていきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	47 人日	46 人日	45 人日	43 人日	41 人日
提 供 量	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	153 人日	154 人日	155 人日	157 人日	159 人日

人日：年間の延べ利用人数

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

市内3か所の子育て支援センター（千郷東・長篠・作手）及び市内2か所の児童館（鳥原・たんぽぽ）に各1名の専任職員を配置し、親子ふれあい遊び、子育てに関する相談や情報提供、児童館まつりなどの各種イベントを開催しています。

平成23年度から子育て支援センターの延べ利用者数が急増していますが、その原因は、「こども園関連情報メール配信」による情報提供を開始した効果と考えられます。

(年間)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数 (子育て支援センター)	9,849人	8,385人	14,313人	16,096人	16,434人
延べ利用者数 (児童館)	8,914人	16,307人	15,538人	19,013人	19,588人
実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

【今後の方向性】

市内全体では、ニーズ量に対する提供量は満たしていますが、在宅育児支援の核の一つとして、ニーズ量を上回る利用につなげたいため、平成29年度開園を目指している新城地区こども園（城北及び中央こども園の統合・改築）に子育て支援センターを併設します。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	10,000人回	10,000人回	12,000人回	12,000人回	12,000人回
提 供 量	21,600人回	21,600人回	28,800人回	28,800人回	28,800人回
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	11,600人回	11,600人回	16,800人回	16,800人回	16,800人回

人回：年間の延べ利用回数

(5) 幼稚園における一時預かり事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、実施する事業です。

【現状】

平成 25 年度に八名幼稚園を保育所に転用したことにより、実施箇所数と延べ人数は減少していますが、一時預かり事業は増加傾向にあります。

この原因としては、新城版こども園への移行により、全こども園で開園時間の最低基準を午前 7 時 30 分から午後 5 時までで統一したこと、3 歳以上児の基本保育時間（午前 8 時 30 分から午後 3 時まで）の保育要件をなくしたこと、長期休み期間も保育所と同様に開園することで、これまで保育所しか利用できなかった子どもが、新城こども園を利用できるようになったためです。

(年間)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	1 箇所
延べ利用者数	150 人	90 人	120 人	84 人

【今後の方向性】

新城こども園における提供量は、ニーズ量を大きく上回るため、現状の提供体制を維持・継続していきます。

なお、新城こども園は、こども園移行による長期休みの保育の実施、懸案であった駐車場の整備などを進めてきましたが、園児数の減少に歯止めがかからない状況であるため、立地条件を最大限に活かせるよう保護者の要望の強い 3 歳未満児の受け入れと一時保育時間の延長を検討する必要があります。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	1,260 人日	1,260 人日	1,260 人日	1,260 人日	1,260 人日
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提 供 量	5,040 人日	5,040 人日	5,040 人日	5,040 人日	5,040 人日
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	3,780 人日	3,780 人日	3,780 人日	3,780 人日	3,780 人日

人日：年間の延べ利用人数

(7) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

現状では病児・病後児保育を実施できる施設がないため、事業実施に至っていません。

また、新城ファミリー・サポート・クラブには、病児・病後児を預かるための研修を受講した会員がいますが、利用実績はない状況です。

(年間)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	0人	0人	0人	0人
実施箇所数	0か所	0か所	0か所	0か所

【今後の方向性】

ニーズ量はあるものの、ファミリー・サポート・クラブの利用実績には反映されていないため、ニーズが潜在化していることが予想されます。

また、平成 21 年度に新城版こども園制度検討の際に実施した保護者アンケートでは、児童が病気の際はできるかぎり看病したいと考える保護者が大半であったことから、事業化については、施設規模、運営形態、開設場所など十分な検討が必要です。

なお、事業化に際しては、ファミリー・サポート・クラブ（平成 27 年度からは新城市ファミリー・サポート・センターに移行）を活用した愛知県型の病児・病後児事業を念頭においています。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	366 人日	358 人日	351 人日	344 人日	337 人日
提 供 量	460 人日	460 人日	460 人日	460 人日	460 人日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	94 人日	102 人日	109 人日	116 人日	123 人日

人日：年間の延べ利用人数

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (低学年)	23 人日	22 人日	21 人日	21 人日	21 人日
ニーズ量 (高学年)	24 人日	23 人日	23 人日	23 人日	22 人日
提供量 (就学前)	23 人日	22 人日	21 人日	21 人日	21 人日
提供量 (小学生)	24 人日	23 人日	23 人日	23 人日	22 人日
過不足 (就学前) (提供量 - ニーズ量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
過不足 (小学生) (提供量 - ニーズ量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

人日：年間の延べ利用人数

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
二 ー ス 量	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
提 供 量	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
過 不 足 (提供量－二ー入量)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

(10) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊娠届出時に妊婦健康診査 14 回、子宮頸がん検診 1 回を県内の医療機関で受診できる健診補助券（受診票）を交付しています。

また、県外医療機関で受診する場合は、助成金を交付します。ただし、助産所（2 機関）と県外医療機関でも利用頻度の多い病院（3 機関）とは、あらかじめ市と委託契約をしています。

（年間）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊 娠 届 出 数	312 件	366 件	301 件	318 件
延 べ 利 用 件 数	3,636 件	3,711 件	3,302 件	3,579 件

【今後の方向性】

現在と同様の内容を継続します。

また、出産直後の子育て環境は、母親の体調に大きく影響を受けるため、産後 1 か月の産婦健診に対する助成制度を検討します。

（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 （延べ受診者数）	3,324 件	3,180 件	3,096 件	2,952 件	2,820 件
提 供 量 （対象者数）	277 件	265 件	258 件	246 件	235 件
提 供 量 （延べ受診者数）	4,155 件	3,975 件	3,870 件	3,690 件	3,525 件
過 不 足 （提供量－ニーズ量）	831 件	795 件	774 件	738 件	705 件

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

生後4か月までに保健師と市で開催する養成講座を受講した赤ちゃん訪問員で全家庭を訪問し、母子状況の把握とその家族に寄り添った支援を行います。

また、保健事業や子育てに関する情報提供もします。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 数	294 人	309 人	282 人	344 人	330 人

【今後の方向性】

赤ちゃん訪問員を安定して確保するため計画的に、養成講座を実施します。

また、赤ちゃん訪問員の技術、資質等の向上のため育成講座を毎年実施し、安心して子育てできる環境の提供を目指します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
二 ー ズ 量	277 人	265 人	258 人	246 人	235 人
提 供 量	277 人	265 人	258 人	246 人	235 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (訪問延べ数)	200 回	200 回	200 回	200 回	200 回
提 供 量 (訪問延べ数)	200 回	200 回	200 回	200 回	200 回
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「新城市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価した後、この結果を公表します。また、これに基づいて計画の見直しを図ります。

なお、第3章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとのニーズ量と確保方策を示していることから、毎年、進ちよく状況を管理するとともに、利用者の動向等を把握しながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとしています。



2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の仕事と家庭生活の両立を図るための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待未然防止・社会的養護体制の確立、ひとり家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、関係機関と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけをしていきます。

【資料1】

新城市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成26年2月6日～平成28年3月31日

会 長	佐野真一郎	【学識経験者】 豊橋創造大学短期大学部幼児教育・保育学科教授（学科長）
副 会 長	太田一平	【学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業所代表者】 社会福祉法人和敬会理事長・八楽児童寮寮長
委 員	原田純一	【学識経験者】 新城市教育委員
	花田香織	【学識経験者】 新城市教育委員
	中谷昌美	【子ども・子育て支援に関する事業所代表者】 ママサポート子いづみや代表理事
	阿部和子	【子ども・子育て支援に関する事業所代表者】 子育て情報誌さくら代表
	小林隆幸	【子ども・子育て支援に関する事業所代表者】 社会福祉法人人レインボーはうす管理者（相談支援員）
	伊藤夕子	【子どもの保護者】 ※こども園保護者から公募
	工藤美和子	【子どもの保護者】 ※こども園保護者から公募
	森下真理子	【子どもの保護者】 ※こども園保護者から公募
	加藤久美子	【公募市民】
	平野 忠	【公募市民】
	小笠原奈美	【市職員】 しんしろ助産所助産師
	加藤久美子	【市職員】 健康医療部健康課母子保健係長（主任保健師）
	下山佳代子	【市職員】 市民福祉部こども未来課参事（指導保育士）

事 務 局	金田明浩	市民福祉部こども未来課長
	川窪正典	市民福祉部こども未来課副課長兼子育て支援係長
	平 亘弘	市民福祉部こども未来課こども園係長

【資料2】

新城市子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日
条例第47号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、新城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認める事。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議を招集し、その会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。